

平成27年第2回足寄町議会定例会議事録（第3号）

平成27年6月25日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	寺地優君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

◎議事日程

- 日程第1 一般質問＜P 3～P 10＞
- 日程第2 議案第69号 平成27年度足寄町一般会計補正予算（第2号）＜P 10～P 23＞
- 日程第3 議案第70号 平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）＜P 10～P 23＞
- 日程第4 議案第71号 平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）＜P 10～P 23＞
- 日程第5 議案第72号 平成27年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）＜P 10～P 23＞
- 日程第6 議案第73号 平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）＜P 10～P 23＞
- 日程第7 議案第74号 平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）＜P 10～P 23＞
- 追加日程第1 議案第75号 除雪ドーザ（雪寒機械）購入売買契約について＜P 23～P 24＞
- 追加日程第2 議員派遣の件＜P 24＞
- 追加日程第3 閉会中継続調査申請書（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜P 24＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 6月24日に開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日6月25日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

次に、議案第69号から議案第74号までの平成27年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番 田利正文君。

○7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

足寄町公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の維持管理についてであります。

平成26年度足寄町公営住宅等長寿命化計画概要版の趣旨で、安全で快適な住まいを確保するため、修繕、改善、建てかえなどの公営住宅などの活用手法を定め、長期的で計画的な維持管理を実現することを目的としています。

この趣旨に基づき、以下の点について伺います。

1点目であります。

北団地1号棟から4号棟について。

一つは、各棟の東西出入口にある約6センチだけではありませんが、ほかの高さのところもありますが、その段差の解消について。

二つ目、各棟の東西の入り口にある入り口に冬期間、冷氣、あるいは雪が入らないよう引き戸をつけられないでしょうか。

三つ目、2号棟、4号棟の西側出入口に取り付け路はなく、1号棟、3号棟の西側、あるいは2号棟、4号棟の東側で出火等の事故が起きた場合、2号棟、4号棟に入居している方が避難する西側は、砂利、あるいは草地で高齢者や障害者の方が避難するときに、特に車椅子などは使えません。保育所との間に十分な空き地があるので、町道まで出られる舗装路をつけられないでしょうか。

四つ目、基礎部分のコンクリートが剥離し断熱材の見えるところがあるが、補修の必要はないでしょうか。

二つ目、下愛冠団地3階建てについてであります。

一つ、換気扇のカバー、外側についている部分ですが、これが破損しているので、取りかえの計画はあるでしょうか。

二つ目、基礎部分のコンクリートが崩れ、中の鉄骨が見えている棟がありますが、修繕の計画はありますか。

三つ目、各棟の玄関前の団地内通路にひび割れがあり、でこぼこになっています。また、排水ますのふた部分が浮き上がっており大変危険です。玄関前の団地内通路全体を改修することが必要かと思いますが、計画はありますか。

四つ目、冬期間、雪解け水や雨水が落ちて玄関前テラスが氷結し、非常に危険と思われます。各棟の玄関屋根に雨どいをつけられないか伺います。

五つ目、各棟の玄関前テラスの段差解消のため、現在、入居者みずからがコンクリート

などを置いています。安全、安心な出入口という観点から、玄関前テラスと同じ幅で動かない物を設置するなど対応が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

3点目です。

校南団地について。

2棟とも玄関前舗装路面、正確には団地内通路と言ったほうがいいのでしょうか、でこぼこでひどい状態です。ここの改修計画はありますか。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 田利議員の足寄町公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の維持管理についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の北団地1号棟から4号棟についてですが、各棟の東西出入口にある段差の解消につきましては、昨年度に一部実施しておりましたが、未実施の箇所につきましては本年度実施する予定であります。

また、東西の出入口に引き戸を設けられないかとの御指摘でございますが、当該箇所は雁木づくりの通路でありますことから、引き戸を設けておりません。

各住戸には冬期間の寒さに耐えうる構造の扉を設置しておりますことや雁木の北面についても、雪が入り込まないよう開口部を設けない構造にする等の対応をしていることから、引き戸を設ける予定はありません。

次に、2号棟、4号棟の西側出入口につきまして取りつけ道路がないとの御指摘でございます。常時使用する駐車場からのアクセス路については、利便性の向上を図るため通路の舗装をしているものであり、それ以外につきましては、周辺環境と一体化するよう緑地として整備をしているため舗装路の整備は予定しておりませんけれども、今回の御指摘も踏まえながら、今後、災害時等の起きたときの支障がないのかどうかも含めて、現地調査を行った後に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また、基礎部分のコンクリートが剥離しているとの御指摘でございます。

近年、住宅の基礎は外断熱工法にて施工しており、布基礎の外部に断熱材が張られております。今回の御指摘箇所は、その断熱材の上に施されたモルタルが剥離しているもので、構造上の支障はございませんが、補修をいたしてまいりたいというふうに思います。

2点目の下愛冠団地でございますが、換気扇のカバーが破損しているとの御指摘でございます。

調査の結果、数カ所の屋外フードが破損していることが判明しましたので補修をいたします。

また、基礎部分のコンクリートが崩れ、中の鉄筋が見えているとの御指摘でございます。

調査の結果、基礎部分の表面が剥離し鉄筋が見えている箇所が数カ所ございました。

これも表面剥離であることから、構造上、重篤な危険性はございませんが、公営住宅等長寿命化計画に沿って実施しております屋根、外壁塗装工事の実施の際に順次補修をいたしてまいりたいと考えております。

また、玄関前の通路についてですが、経年劣化等により凹凸ができておりますが、歩行に支障がある箇所につきましては、必要に応じ補修してまいりたいと考えております。

また、排水ますの浮き上がりについてですが、土質等の関係から御指摘のとおり浮上していますが、犬走り部及び浄化槽前に数カ所ございます。

通常時、歩行する場所ではないため、全カ所の改修は考えておりませんが、支障となりますについては、必要に応じ改善していきたいと考えております。

次に、冬期間の雪解け水等による玄関前テラスの氷結防止にかかわる雨どいの設置については、今までも住民の皆様の玄関前の除雪及び玄関屋根の雪おろし等の自助努力により対応していただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。当該住宅の玄関が北向きであることから、雨どい

内で融雪水が凍結することで、現状と同じように玄関前テラスに融雪水が氷結することから、雨どいの設置は考えておりません。

また、玄関前テラスの段差解消の件ですが、動きにくいコンクリートブロック等を用いて段差解消に努めたいと考えております。

3点目の校南団地玄関前通路についてでございますが、一部につきましては砂利を填充するなどし対応しておりますが、全力所の対応まで至っておりませんので、特にひどい箇所については部分補修を行うことといたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
7番、田利君。

○7番（田利正文君） 今回の一般質問のテーマに足寄町公営住宅等長寿命化計画というふうに挙げましたが、本来であれば、公営住宅の維持管理についてでもよかったわけがあります。ところが、計画の中に、安全で快適な住まいを確保するためという項目が入ってございましたので、ここを生かしたい。そのところをくんでいただきたいという思いでこのところを入れました。

まず、北団地の件について伺います。

再質問に入る前にちょっと確認をしておきたいのですが、1号棟から4号棟については、バリアフリーで高齢者や障害者、あるいは車椅子の方が入居されても出入りできるように設計されているものだというふうに考えていますが、この認識は正しいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 大変お時間をいただきまして申しわけございませんでした。

バリアフリーとなっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） 今の答弁ですと、私が再質問したように、高齢者の方、障害者の方、車椅子の方が入居されても大丈夫だという設計だというふうに理解していいのですね。わかりました。

そうなりますと、1号棟は平成17年に建設、それから2号棟、4号棟については、18年に建設されているというふうに間違いがなければなっているというふうに思います。

歩道から公営住宅に入るコンクリートの入り口のところの取り付け道路といいますか、路面といいますか、そこの段差が、なぜ10年近くもそのまま放置されてきたのかということについて、まずお聞きしたいと思いたすが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 段差でございますが、これは経年によって少しずつ広がってきたものと想像しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） わかりました。

であれば、速やかに対応するのが本来でないのかなという思いがあります。それはそれとして置いておきます。

それで、答弁の中に、一部実施したところがあるというふうにあります。

私の見たところでは、多分、4号棟の東側の入り口のところかなというふうに思うのですが、舗装をちょっと充填してあるという感じがあって、あっ、手直ししたのかなというふうに思ったのです。ですけれども、それではとても実施したというふうには言えないであろうというふうに私は思ったのですね。

というのは、高齢者の方、あるいは車椅子の方が実際に、今、入居されているかどうか現在はわかりませんが、入っているとしたときに、そこを車椅子で上がる、あるいは足の悪い方が足を引きずりながら入っていくというときに、引っかかるだろうというふうに私

は思ったのです。

4号棟をあちこち見て歩きますと、段差があるだけではなくてV字型に削れているところもあるのですよね。だから、そこもきちんと埋めて、車椅子であれば車椅子がスムーズに上れるようにきちんとした斜めの斜線というか、埋め込みをしてもらうという丁寧な仕上げが必要だろうというふうに私は思ったのですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） ただいまの段差の件でございますが、アスファルトを充填しております。

その充填の量を、斜めの勾配を何%にするかということだと思いますので、そこは勾配を緩やかにすることで手押し車、車椅子等が円滑に斜めに上っていけるようにということとで補修したいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） わかりました。

そういう方向でぜひお願いをしたいと思えます。

なぜこういう細かいことを質問するのかということなのですが、ちょっと触れたいと思うのですが、前期のときに私が一般質問で、高齢者や障害者の方が安心して歩ける歩道が必要だという話をしたことがあると思えます。

町長もしくは担当者の方に目隠しをして人の体につかまって歩いてみる、あるいは車椅子でみずから歩いてみてほしいと。それも、一番生活に必要なフクハラから道の駅、役場、国保病院、JAですか、しんどう医院のあたりをぐるっと回っていただきたいと。そうすると、歩道がいかに危険かとわかるというふうに思うという話をしたことがあるのです。

そのときに、もちろんそういういろいろな答弁をいただきましたけれども、最後に、横断歩道のところに片方はフラットで、片方は2センチぐらいの段差があると。これをフ

ラットにできないかということも言ったのですね。そのときの答弁が何と言われたかという、道路法があって、2センチは許容範囲だと言われたのですね、正確ではないですけども。だから、そういう発想ではだめだというふうに私、思ったのですよ。それで、あえて細かく、今、聞いたのですね。

つまり、舗装を充填してあるからいいというものではなくて、車椅子でもスムーズにすっと上がれるように、それは、やはり入居者の立場に立ってものを見る、考えるということが必要だろうというふうに思ったのです。

それは、昨日の前田議員ですとか、熊澤議員の質問にもあったと思うのですが、そこにもつながる問題であろうというふうに私、思いました。それで、あえてそんなことを言わせさせていただいたというふうに考えています。

それで、やはり一番大事なものは、担当職員の方、あるいはそこを最後に点検されるというのでしょうかね、見られるというか、指導されるというか。ここでいえば建設課長になるのでしょうか、建設課長が、そのところはこうなっているかというふうになんかという思いを持っていただくことが必要なのかなというふうに思って、あえて苦言ですけれども、そういうことも言わせていただきました。

次に移りたいと思います。

雪が入り込まないような構造になっているということですが、玄関前の通路がせっかくあって温かくなっているのだと私は思いますが、正確な表現かどうかわかりませんが、煙突効果というのでしょうか、両方塞がれて両側が開いているので、風がずっと抜けていきますよね。それで、冬期間は冷気が入ってくるし、雪が入り込むのだらうと思うのです。

それで、引き戸になぜできないかと私が言ったのは、車椅子の方が行ったときに、こういうふうに開ける戸では開けられませんよね。それで、引き戸ならば開けられるという

思いがあって、冷気と、それから雪が入り込まないように、そういう戸をつけられないかという思いなのです。

そういうことについては、いかがなものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 雁木づくりの部分の引き戸ということでございますけれども、もともとのあそこの構造が風除室のような閉鎖空間ということで設定しておりませんで、答弁させていただいたように、各戸は、その扉の内側で十分断熱効果を保たれておりますし、あそこはあくまでもオープン通路という考えで設計、建築されております。

そこで、構造的な根本的な部分に手を入れるという考えはございませんので、御理解賜りたいと思います。

なお、あそこの部分については、実は二度改修しておりますで、一度目は北側の、現在、透明のプラスチック板が入っているのですが、その部分が最初ございませんでした。そこについて、雪の吹き込みがあるということで改修させていただき、次に、通路の先に板塀を取りつけました。それは、通路に対する風の吹き込み、特に、吹きだまり等できては困るということで板塀を取りつけさせていただきました。

ですが、あそこはつくりといたしましては、あくまでもオープンの共有スペースという考えで設計、建築しておりますので、そこを閉鎖して内戸とするという考えはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） わかりました。

考え方はわかるのですが、実際に住んでいる方の思いというのでしょうか、感覚からすると、あったほうが便利だなというふうに思ったのですね、話を聞いてですけども。

それからもう一つは、あれができたばかりのころに、まだあそこのプラスチックの窓、張っていなかったときありましたよね。張った後も見ましたけれども、私の感想ですよ、

気を悪くしないでほしいのですけれども、えらいセンスがないつくり方をしたものだなというふうに思ったのですね。色合いといい、そこのところやはり考える必要があるのかなというふうに思っていたのです。そのときに、住民の方からこの話をいただいたものですから取り上げたということです。今の考えでそれはわかりました。

次に移りたいと思います。

3番目ですけども、町長が回答書にはない補足で説明していただきましたので、多分、そのことに尽きるのかなとは思いますが、当初の答弁の文章だけを見ると、私の質問に対して答弁されていないと、正確にですね。という思いがありました。

なぜかという、どういうふうに分らないうわたりやすいでしょうか。1号棟、3号棟の西側というのでしょうか。火災があったり、あるいは何か事件があって2号棟、4号棟の西側に住んでいる方、あるいは東側でもいいですけども、東側から避難できないという事態が起きた場合、今、総務課長がおっしゃいましたけれども、西側に通路の入り口の正面には木で建てた、すのこでつくったみたいな塀みたいなものがあるのですよね、吹き込み防止のためにということで。あれがあつてすぐは逃げられないのですよ。そして、右側に出たら、コンクリートのテラスからすぐ下へおりたら砂利なのですよね。

だから、パラリンピックに出場するような腕力の強い方が車椅子で逃げるのであれば可能でしょうけれども、普通の高齢者の方や障害者の方が車椅子で逃げるなんていう場合には、あそこ逃げられないと思うのですよ。

だから、そういう場合に、可能であれば西側にもやはり道路からずっと駐車場に抜けるか、もしくはまだ緑地があるわけですから、町道まで抜けられるような舗装路が必要なのかなと。安全の面での意味ですね。このことから聞いたわけですから。そこのところ、やはりもう一度検討していただきたいなと思います。もう一度ちょっとお願いをしたいと思

ます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） ただいまの火災時の避難路等ということでございますが、現在は、その吹き込み防止のつい立の手前にアスファルト舗装はしております、そこには解消すべき段差があって、解消をさせていただくわけですが、とりあえず今のところにつきましては、外までは避難ができる。ただ、建物から離れることができない。離れるための通路が砂利と草のため、高齢者の方が車椅子では容易に避難することができないという御指摘でございます。

とりあえずについては、外まではすぐに避難できますので、それでよしとするか、あるいは自力で車道まで出る必要があるのか。その辺も含めて、この部分につきましては、町長、答弁させていただいたように、調査、検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） 今の件ですけれども、総務課長は出られると言いましたけれども、出られるのは本当に玄関からすぐそばまでしか出られません。そこをちょっと右に出たらすぐ砂利ですから。

だから、もし火災が起きた場合には、そこにいたら危ないと思うのですよね。もう少し離れられるように、仮に道路をつけられないとしても、もう少し建物から離れられるように、せめて5メートルでも、10メートルでも舗装路面をつけておく必要が絶対にあるのだろうというふうに、私、思うのですよ。そのところはどうでしょうかね。現場を見られたらわかると思うのですが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） そこで調査、検討というのは、1メートル離れば、火事ですので、万が一、一人のこともあるかもしれませんが。ほかの近所の方が集まってきて助けただけのことがあるかもしれません。あるいはそうでなくても3メートルなり、5

メートルなり、あるいは町道までつなげるなり、この辺のことについて、どこが安全なのかということについて、より見きわめて検討したいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） わかりました。

ぜひ、避難路が確保できるようにお願いをしたいと思っております。

次ですけれども、下愛冠団地の件ですね。換気扇のカバーが壊れている。これは修理しますということでわかりましたけれども、これも、偶然、選挙期間中に、私があそこで街頭でお話をしていたら、出られた方がちょっとちょっと言われて、後から行きますからと選挙終わってから行ったのですけれども、それで聞かされた話なのですけれども、構造上の問題があるのではないかというふうに、私、思ったのです。

3階建ての屋根の張り出しというのでしょうか。正式には何というのかわかりませんが、屋根の張り出しが短いために雪氷が解けて、内側にこういうふうにして中に丸まってきましたよね。丸まってきた最後に落ちるのですけれども、そのときに、テラスの、ベランダの手すりというのでしょうか、あれ。正式には何というのかわかりませんが、アルミか何かでできたやつと、それからフードが割れるのだと、ぶつかるのだと思うのですね。それで3階のフードは割れていないと思うのですよ。2階、1階のフードが割れているのだと思うのですね。

そのところについて、構造上の問題はなにかどうかという一つ疑問がありますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 構造上の問題ということでございますが、公営住宅の建設でございますので、建設課のほうでは各種基準に沿って建築しております。そこで、構造的な根本的なふぐあいというのはないものと考えております。

ただ、そこで気象的な異常気象とまでいかないうちでも、いろいろな屋根の上で雪が解けて固まるですとか、それが何度もこの冬は固まって氷ができたね。この冬は氷もできないでスムーズに春、雪流れてよかったねとか、その時々気候によって突然に屋根の上の雪の形状も変わることがあるかと思えます。そういった自然現象のいろいろな事情で、この3階の雪が玄関換気口カバーにぶつかっているものだと思います。構造上の根本的な欠陥ということにまでは至らない問題だと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） 建築法上といいますか、あるいは構造上といいますか、というほどの欠陥ではないとしても、私、ここに挙げなかったのですけれども、最初は挙げていたのですけれども、取り下げたのですけれども、ベランダの手すりもこれ見てくれといって、ここ、へこんでいるだろうというのがあったのですよ。ところが、私、後から見に行ったら布団干してあったり何だりしてわからなかったのですね。挙げなかったのですけれども、それは、何でできたかという、氷が落ちてきてぶつかったのだと言うのですよ。その方、2階に住んでいる方でした。だから、2階までは落ちてきて、最悪の場合、手すりにぶつかるということもあるのだなというふうに思ったのですね。

だから、そういう意味では非常に危険だなというふうに思ったのですよ。だから、そういう意味では、構造上の欠陥ではないとしても、もしそういうことが本当にあるというふうにして、住民の皆さんから聞き取りをしていただけるチャンスがあるのであれば聞いていただいて、必要ならば屋根を伸ばすなんていうことだって長寿命化計画の中で必要なかなというふうに思いましたので、取り上げさせてもらいました。

もし、可能であれば住まれている方の実際に何年か冬を越された方から、そういう意見

を聞いていただきたいというふうに思います。

次にいきます。3番目です。

支障となるますについては、必要に応じて改善をしていくということですが、玄関の入り口、テラスというのですね。その両側に丸いこのぐらいの大きさの排水ますのふたがあるのですね。それが、玄関のテラスと同じぐらいの高さまでとは言いませんけれども、それにちょっと近いぐらいまでせり上がっているのです。

そして、冬行きますと、もちろん住民の方が一生懸命雪氷をとるのでしょうけれども、とられていないときに、偶然私が行ったときに、前から上がるとつるつるで危ないから、そのますの上を上っていこうと思ったのですね。ますの上も氷でこういうふうに山になっているのですよ。それで、転んでえらいけがする目に遭ったことがあるのですね。

常時そこに住まわれている方が、きちんと取り除いていけばそういうことはないのでしょうかけれども、総務課長が言われたとおり、その冬の気象状況においてはわかりませんので、各棟の屋根というのでしょうか。玄関の屋根の雪を、こういうふうに引きおろすための長い棒のついた道具というのですか、正式名称は何というのかわかりませんが、ああいうのは置いてあるのでしょうか。それとも、住民個人が自分ではしごをかけて雪を落とすのでしょうかね。もしなければ、そういうものも備品として置いておく必要があるのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） ただいまの屋根のひさしの雪をよける長い棒等ということでございましたが、そういうものは用意してございません。

除雪用具等は全て入居者の個人のものでございますが、ちなみに、ここははしご等をかけたり、下からおろさなくても2階の窓から長目の、長目のというのは長目の除雪用具で

したら雪をよけることができます。

そういうことで、実は、実際に調査をしたときも住民の方いらっしゃいまして、その辺のことを事情伺ったのですけれども、いや、うちのところは自分たちで2階の窓から屋根の雪よけているから、ひさしの上に常時雪はありませんから、雨水が、解けた水が落ちて凍ることもないから、大丈夫だよということでおっしゃっておりました。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） わかりました。

上がっていった階段のところですね。わかりました。

下愛冠の4点目ですけれども、玄関の出入口のテラスのところ、住民が置かれたのか、行政が置かれたのかわかりません。正確にはわかりませんが、コンクリートの小さいやつをこういうふうに並べて置いてあるのですね。私、足24.5なのですけれども、それでも真っすぐ上がれない狭さなんです。だから、26センチぐらいある方が真っすぐ上っていけるぐらいの幅の広いコンクリートで、動かないものをせめて2段にして、あの玄関前に設置することができないだろうかという、細かく言うとそういうことなのです。

でないと、やはり安全安心に、そこを出入りするというふうにはならないのかなという思いがありましたので、そういうふうにかどうかどうかについて、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） ただいまのコンクリート板による段差の解消でございますが、安定して上れるように配慮してコンクリート板設置をしたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 7番、田利君。

○7番（田利正文君） 今の答弁、私が言った26センチの方が真っすぐ歩けるようにということも考慮に入れていただけるということですね。わかりました。

最後になりますが、校南団地の件です。

正確には、団地内通路というのでしょうか。ここのでこぼこの改修について、部分改修を行うという答弁ですので、それはそれでいいというふうに思います。

ただ、一つだけつけ加えておきたいのは、きのうの一般質問の中にもありましたけれども、西町3丁目から8丁目までの歩道を高齢者の方が車椅子で歩く、あるいは買い物かご、買い物車というのですか。押して歩くかどうかというときに、フクハラまで、あるいはサツドラまで行くのに歩きにくいと。だったら、ここで歩けばいいのではないかとありますけれども、西町の歩く場合に歩きにくいと。

それで、歩道にあるますの出っ張っているところ、危険なところを直してもらえないかという質問をしたことが、私、あります。そのときの答弁は、現地を見て、必要であれば随時補修をしますということだったというふうに思います。

ところが、実際に補修されていないのではないかというふうに、私、思うのですね。だから、この答弁の中に何カ所か必要に応じてとか、何とかとありますが、本当に年度内とは言いません。ことしの冬が来る前に必要なところはちゃんと見ていただいて、やっていただきたいという思いがあります。

そのことを述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これで、7番田利正文君の一般質問を終えます。

これで、一般質問を終わります。

◎ 議案第69号～議案第74号

○議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第69号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件から日程第7 議案第74号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第69号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第2号）から議案第74号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第69号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億724万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,460万円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。14ページをお願いいたします。

14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目文書広報費におきまして、町勢要覧作成業務といたしまして205万2,000円を計上いたしました。

第8目財産管理費、第15節工事請負費におきまして、町有建物解体工事といたしまして1,254万7,000円、大誉地集落センター外構工事といたしまして667万1,000円を、第17節公有財産購入費におきまして、土地購入費480万3,000円を計上いたしました。

第14目企画振興費におきまして、地域活性化推進事業といたしまして、住環境・店舗等整備補助金、まちづくり活動支援補助金及び地域おこし協力隊経費など、総額で4,970万6,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

16ページ、第15目行政情報管理費におきまして、システム管理経費といたしまして、社会保障・税番号制度システム改修費、庁舎内無線LAN構築業務など、総額1,713万3,000円及びパソコン等購入事業314万円を計上いたしました。

第18目新エネルギー対策費におきまして、地域資源活用事業、地域おこし協力隊経費として総額432万3,000円。

18ページになりますが、新エネルギー推進事業といたしまして、木質ペレットストーブ導入補助金、これは執行方針でも申し述べましたけれども、民間事業所、事業所も事業、対象事業に拡大をすることにより、100万円を計上をいたしたところでございます。

20ページをお願いいたします。

20ページ、第3款民生費、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費、第15節工事請負費におきまして、老人憩いの家改修工事といたしまして446万1,000円を計上いたしました。

第4目介護保険助成費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、軽費老人ホームスプリンクラー等整備費補助金といたしまして7,182万円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

22ページ、第3項児童福祉費、第5目児童福祉施設費、第15節工事請負費におきまして、（仮称）放課後児童拠点施設建築工事といたしまして2億132万9,000円を計上いたしました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、第15節工事請負費におきまして、足寄霊園園路修繕工事といたしまして554万1,000円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

24ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、第4目畜産草地費、第21節貸付金におきまして、農業振興資金貸付金といたしまして3,000万円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、第15節工事請負費におきまして、雌阿寒温泉駐車場トイレ改修工事といたしまして613万5,000円を計上いたしました。

26ページをお願いします。

26ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、第15節工事請負

費におきまして、町道舗装補修工事といたしまして2,092万円を計上いたしました。

第3目土木車両管理費、第18節備品購入費におきまして、小型ロータリー除雪車2,836万7,000円を計上いたしました。

第4目臨時地方道路整備事業費、第15節工事請負費におきまして、旭栄通ほか2路線の整備工事合わせて5,891万5,000円を計上いたしました。

28ページをお願いします。

28ページ、第5項住宅費、第1目住宅管理費、第15節工事請負費におきまして、下愛冠団地公営住宅屋根・外壁塗装工事といたしまして1,339万2,000円を計上いたしました。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防施設費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、地北三町行政事務組合消防負担金といたしまして5,267万2,000円を計上いたしました。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、第15節工事請負費におきまして、大誉地小学校体育館・器具庫屋根改修工事といたしまして653万4,000円を計上いたしました。

30ページをお願いします。

30ページ、第3項中学校費、第3目学校建設費、第15節工事請負費におきまして、足寄中学校外構工事といたしまして2,235万6,000円、中学校教員住宅新築工事といたしまして8,963万6,000円を計上いたしました。

第5項保健体育費、第2目総合体育館運営費、第15節工事請負費におきまして、総合体育館トイレ改修工事といたしまして1,025万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページにお戻りください。

8ページ、第10款地方交付税におきまして、普通交付税といたしまして1億1,922万9,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金、第15款道支出金におきましては、それぞれ事業費見合いの補助金、交付金を計上しております。

12ページをお願いします。

12ページ、第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金、ふるさと足寄応援基金から、それぞれ基金繰入金といたしまして合計1億6,474万円を計上しております。

第21款町債、第1項町債におきまして、過疎対策事業債として2億4,400万円、緊急防災・減災事業債として4,380万円を計上いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

4ページにお戻りください。

4ページにおきまして、第2表地方債補正、追加1件、変更1件をお願いしてございます。

以上で、平成27年度足寄町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

33ページをお願いします。

33ページ、議案第70号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,940万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略させていただきます。

次に、41ページをお願いします。

41ページ、議案第71号平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,447万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、51ページをお願いいたします。

51ページ、議案第72号平成27年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億11万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、59ページをお願いいたします。

59ページ、議案第73号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,353万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、企業会計について御説明を申し上げます。

67ページをお願いいたします。

67ページ、議案第74号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の総額に21万3,000円を追加をし、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ1億5,576万4,000円とするものでございます。

次に、資本的支出の総額に901万8,000円を追加をし、資本的支出の総額を1億1,216万8,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,631万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額を

506万円、建設改良積立金を3,077万9,000円に改め補填するものであります。

74ページの資本的支出の内容といたしまして、道路改良工事に伴う排水管拡張工事の工事請負費を計上いたしております。

以上で、議案第69号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第2号）から議案第74号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）までの説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

これから、議案第69号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。14ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 14目企画振興費について伺いたいと思います。

地域活性化推進事業の町長の行政報告にもありましたが、前期のときに、私、一般質問でも取り上げていると思いますけれども、旭町の建設業者の社長さんにお会いしたときに、当時は100万円でした。新築するとき。100万円ぐらいであれば、町外の業者は値引きすると言うのですね。だから、せめて200万円ぐらいまでにならないかなという話がされたことがあった。

その辺のことについては、今回150万円になっていますけれども、議論された経緯があるかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、当初100万円ということでスタートをさせていただきました。

一応、時限立法で私の任期期間中ということで、26年度で一旦終了ということで、おかげさまで再選されたということもあって、この事業はやはり町内の経済効果も含めてかなり有効な事業だということで、新たにスタートさせるに当たってはいろいろ検討をさせていただきました。もちろん額面的な面もそうであります。額については、当然200万円だとかという検討もしましたけれども、これまで100万円まで走ってきたということもありますから、建設資材等の値上がり等々も含めて150万円まで拡大をしようということが1点。

それから、もう一つは、これまで個人の住宅ということに限定しましたけれども、これは店舗、事務所等についても、適用拡大をしようということで適用範囲を広げたということ。

それから、リニューアルといいますか、改築の関係についても、これまでは上限額は同じく100万円だったのですけれども、ただし1回限りだよと。小さな、例えば、20万円の関係については20万円までは半額ということですから、2分の1、10万円ということでしたけれども、1回それを使ってしまったら、その期間中はもう使えませんよということできましたけれども、これも少し細部の説明は省略しますが、マックスの150万円までいくまでの分については、ちゃんとこちらのほうで管理をしておけばいいわけですから、例えば、前回20万円使ったよね。では、その範囲内だからここまではいいですよという、そういうことでまた制度の見直しも図って、スタートをさせたいということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 今の答弁でわかりましたけれども、これも前期のときに、私、一般質問でリピーターはだめなのかと話ししたときにだめでした。今は150万円以内であれば、また可能だということですね。

それと、もう一つは、お聞きしたいことは、今期だけではなくて町長が在職する4年間、これを続けていこうという思いがあるかどうかちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 仰せのとおり、私の任期、任期といえば、正確に言えば、平成31年3月31日までということで、ですから4年間ということで考えております。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。総務費の関係。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） 関連でお聞きします。

それで、今、町長のほうから店舗まで拡大をしましたということなのですから、この考え方なのですから、店舗まで拡大ということは事業についてという形に関連してくるのかなという気もしますが、例えば、農家のそういった牛舎だとか、そういったことについても、自営業ということだとかいろいろなことを考えますと、そういった点についても考えられるのかなという気がいたしますけれども、その点についてお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

少し経過を説明させていただきますと、当初、なぜ店舗等を除いていたかといいますと、一応、事業主の方については融資制度をつくっております、従来は借り入れた分の利子補給ということでやっていたのですけれども、それも制度見直しをかけて、借り入れをするときに、今、信用保証協会の保証つ

きますよね。そうすると、保証料というのがあるのですけれども、ここの全額助成をしようということによって変わってきていて、ですから、そういうこともあって、店舗と事務所等については、そういう有利な借入れ制度もあるから、とりあえずは該当させていなかったということなのですから、そこまで借入れを起こすまで大きな改修ということではなくて、これを該当させることによって、よりそういったことに少し改修をしようかということにつながるのかなという思いも含めて、何せ限度が150万円ですから、そんな大きな工事ということにはならないというふうに思いますので、それで加えたということであります。

それで、今、議員御質問の農業者の関係でありますけれども、実は、農業者のことについては対象ということは考えておりません。

それはなぜかといいますと、畜舎ですとか何か、それこそ大きなことでありますから、これはそれぞれまたいろいろな交付金制度等々がありますから、そちらのほうでいけるのかな。それこそ、そこまで対処することであれば、ちょっと150万円ぐらいでは、本当にちょっとぐらいなのかなというふうに思いますから、それはそれで別な補助制度等に乗かってやることは可能だろうと。そんな判断ですから、一応、農業、畜産関係については対象とは考えておりませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 内容は何となくわかります。

ただ、畜舎を建てるとか、そういうことについては対象外みたいな感じもしますけれども、ただ、厩舎といえども、住宅といえども改造というのですか、そういったことについては、同じ関連するのかなという気がいたしますので、何百万円もかかるとかではなくて、そういった点については同じなのかなという気がいたします。もう一度ちょっとお願

いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今回、考えた制度では対象とは考えておりません。

そこら辺については、今後、本当にどうかということ、引き続きまた調査検討はさせていただきますけれども、余り想定できないかなというふうに思っていますので、引き続き検討させてもらいたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

○1番（熊澤芳潔君） はい。

○議長（吉田敏男君） 他に、総務費、質疑はございませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 単純な本当に質疑なのでありますが、6月16日、これ、私どもの所管で財産管理の、節でいえば15節の町有建物解体工事の中で説明を受けて、受理して差し支えなければした後ののですけれども、ちょっと漏れたのですけれども、旧、これは上利別消防と、たしか、1,254万7,000円というのは、東和石田のもとのあの住宅の跡だと思うのです。この金額は。

これ、内訳はどうなっています。もし差し支えなければちょっと参考にも、旧上利別消防と旧石田の工事の費用をちょっと明かしていただければと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 予算計上の解体費として積算いたしました金額といたしましては、上利別消防会館で200万円程度、旧石田邸で800万円程度ですね。その他、愛冠の所有住宅、樹芸樹木園地で230万円という予算計上の積算をいたしました。その後の細部の設計の際には、金額が若干変更になることがあると考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） また後日、決定してからこの補正等が修正があるということで

すね、金額に対しては。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） いいえ、1,254万7,000円の中で、ただいま申し上げました棟を建設工事として解体を行う部分については補正はございません。

補正はございません。万が一、大きく、言葉悪いですがけれども、足が出たとか、そういった場合については考えられますが、積算で大きく出ない。この中で飲み込める分については、総合建物間で融通しながら工事費として、それらの建物を解体していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

20ページから22ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 過ぎてしまったけれども、まずいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ちょっと後にしてください。

民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） ないようですので、次にまいります。

22ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

22ページから24ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） 22ページの節の19節なのですがけれども、家畜伝染病予防対策補助金ということでございますけれども、今回、伝染病につきましては、肉牛農家が出た

ということでございますけれども、私も3年前でしたか。優秀な酪農家の方から出て、いろいろ町の対応だとかいろいろなお話ございまして、当時、総務産業常任委員でございましたから、そこでいろいろ対策をお話ししていろいろやっていただいております。

今回、肉牛も出たということで非常に心配してございます。足寄は多いということでございますので、そこら辺のことで、今回、検査費につきましては半分補助ということでございますけれども、今の現状を考えた場合には、それも補助も大切なのですけれども、現状、消石灰散布だとか、いろいろな対策が打たれているわけでございますけれども、実態を見ますと、必ずしも消石灰もやはり1年間散布しなさいとか、基本的な内容につきましては、1回ですぐその成果はございます。

そういったことも含めて、個人の責任とか何とかいうのではなくて、この伝染病につきましては、やはり早急たる、また徹底した対策が必要なのかなということを考えますと、消石灰あたりは、これは全員、無償で配布して1年間きちんと散布できるような仕組みが必要ではないかというふうに考えますけれども、そこら辺のことについてお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

一口に伝染病といったら、とんでもないことに聞こえますけれども、今、熊澤議員が言った肉牛のほうから出たというお話は、恐らくヨーネ病の関係だというふうに思います。

私も畜産を担当したことあるのですけれども、ヨーネ病というのは、もう乱暴な言い方をすれば、これは牛、偶蹄類のあれなのですけれども、牛の病気なのですけれども、法定伝染病になっているのですけれども、これはもう牛の移動がどんどんされていますから、私はそんなに恐れる病気ではないというふうに思っているのです。

ただ、これ蔓延していいのかというと、そ

うではありませんから、一刻も早く正常化をするというのが必要だということで、この間いろいろ消毒をしたり、取り組みをしている。

このヨーネ病に関しては、互助検査といひまして、定期的に検査をして、たまたま昨年1月の一斉検査の時期に当たっていたということで、少し新たに農場で何頭かの牛が検査で引っかかったというのがあるのです。これはもう引っかかったら、当然淘汰をしていくということになるわけでありまして、そこで議員が言っている石灰が入るだとか、そういうことでもありますけれども、これは基本的には、やはり経営者がしっかり普段から対策をしていかないと、これはそれこそヨーネ病どころか、過去に隣町の本別で口蹄疫、これはもうとんでもない話になりますから、これはもう牛個体ではなくて、もう農場の全部淘汰しなければいけないということになりますから、いつそういうことがあるかわかりませんし、それから、もっといえば、身近な話でいきますと、例えば、サルモネラだとかいろいろなことがあるわけですから、ことしも、広尾で口蹄疫なんていう、選挙期間中にそんな情報が来て、ええということで確認したら、口蹄疫ではなくてサルモネラだったという、こんなこともあります。

ですから、これはもう日常、普段はやはり畜主の方々が、当然車の出入り道だとか、もちろん畜舎の出入口なんていうのはもう当然消石灰、あるいは生石灰となるとなかなか難しいのですけれども、あるいはいろいろな消毒液等々も含めて、踏み込み槽をつくっていただくとか、それは当然やってもらわなければいけないことだというふうに思っています。

今回、予算提案をしております予防対策事業というのは、たまたま先ほど言ったヨーネ病の検査をするときに、これは定期検査で、これは義務づけられていますから、その血液を採材するのですよ。その血液を利用していただいて、足寄の牛、ほかの病気の抗体だとかそんなのはいかぬという、これは自防の

組織で確認をして、病気出してから、さあどうしようということではなくて、そういう健康診断みたいな。人間でいえば健康診断的なことで、実は昨年も提案をさせていただいて、昨年は肉牛、和牛を中心にそういう検査をやってほしいというお話をさせていただきましたけれども、今回はそのヨーネ病検査のときにあわせて少し血液を多めにとっていただいて、それでほかの病気もそういう潜在しているものがないのかどうなのかと。

そういう意味では、ほかの地域に先駆けて、そんな取り組みをしたいということで、自防のほうでそんな議論になりましたものですから、それで町としては2分の1の助成をしようということで予算計上をさせていただいたということでございます。

ですから、この家畜の伝染病の扱いというのは、言い方を含めて、捉え方を含めて、間違った捉え方をされると風評被害になってしまいますから。例えば、足寄というのは、おい、牛、伝染病蔓延しているのだよというようなことがどこかでぼんと出てしまったら、これ、とんでもない風評被害起きますから、この取り扱い、私ども自防のほうでも慎重にやって、そういう意味では、ある意味、こういう助成をしながら先駆的な取り組みをして、そんな大変な事態にはならないように、先手で先手で対応をしていきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、消毒の関係でいきますと、昨年、新たにそういうヨーネ病発生したところを含めて、これはもう自防組織、農協の担当職員、あるいは町の担当職員、チームを組んで牛舎の石灰消毒。

これは、最近、私担当したときには生石灰で本当にやけどしながらやっていたのですけれども、今は本当に簡易にできる消毒機械もあるということですから、自防としてそういう機械も買いながら生産者の方々に貸し出しをしながら、みずから消毒を普段からやりましょうということで啓発をしているということでございますので、御理解いただきたいと

いうふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 内容はわかりました。

当然、今町長が言うように非常に心配な。このことにつきましては、議論ということにならないというふうに思いますけれども、ただ、酪農家あたりから出ますと、これは牛乳も出せないということでございますので、大変心配な部分でございますので。

○町長（安久津勝彦君） 牛乳出せるのですよ。間違ったこと言われると困っちゃうのですよ。牛乳出せます。抗体を処分するだけですから。

○1番（熊澤芳潔君） 失礼しました。それで、対策の中でもやはり町内ばかりということにならないので、これは管内全部ということになるのであろうけれども、そういった中で多いということはやはり心配な部分があるので、石灰ぐらいはどうかという質問でございますので、ひとつよろしくお願います。

○議長（吉田敏男君） 今のそれでいいのですね。

○1番（熊澤芳潔君） やっぱり徹底していただきたいですね。入り口だとか、石灰だとか、そういうところにまけるような。

○議長（吉田敏男君） そういう指導をしてくださいということですね。

○1番（熊澤芳潔君） 指導的な部分もありますし、できれば1年中、散布できるような対策をとっていただければありがたいなということ。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、何かありますか。

答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今、熊澤議員がおっしゃっているように、足寄町も今言ったように、農協の担当者を含めて自防のほうの協議会で石灰等を購入して、各生産者のほうに配布できるような体制含めて、今後、努め

てまいりますので御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですね。

他に、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

24ページから26ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次にまいります。

26ページから28ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、28ページから30ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 済みません、17ページの行政情報管理費のところは何点か伺いたと思います。

委託料でいろいろ上がっておりますが、どういうところに委託するのか。

それから、多分、マイナンバー制度のことだろうというふうに思うのですが、広報の6月号、18ページにマイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへというふうに書いてあります。これだけだとちょっと情報不足ではないかという思いがありますので、その辺も含めてちょっと補足説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） まず、広報の件からでございますけれども、自治会各戸回覧を予定しておりますので、近々国のほうでつく

りました冊子を自治会回覧する予定であります。

続きまして、改修の先でございますけれども、公共機関等が合同で設立いたしましたシステム会社がございまして、そちらのほうに委託する予定であります。

札幌のそういったシステム会社でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） このことに関して、三つほどちょっとお聞きしたいのですけれども、大きく見てですけれども、これを取り組むに当たっての職員に対する周知状況ですとか、あるいは庁舎内での取り組み、体制ですとか。

それから、二つ目とすれば、15年度の新たな事務量ですか。それに見合う人員の配置ですとか、あるいは個人番号の付番に伴う執行体制。あるいは、国勢調査もだぶりますよね。その辺との関係で大丈夫なのかというのがあるのと。

それから、3番目は、労働組合との協議が行われているのか。中身は、その予算、人員にかかわること、あるいは業務委託にかかわること、あるいは全体のスケジュールにかかわることについて、労働組合との協議は進んでいるのかという、大きく分けて三つについてちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） まず、町内の推進体制でございますが、総務課の情報管理担当が担当してございますが、必要に応じて住民課、福祉課等々と打ち合わせ、会議を行って進めてきております。全体での会議としては、今は担当レベルの会議だけです。

職員に対する、そうしましたら、周知といたしましては、それは先ほど申しました国の冊子です。それを配るということでございます。

労働組合との兼ね合いでございますけれども、現在のところ、それが交渉事項としてそ

れについて協議しているということはありません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 2点目のところで、国勢調査とのだぶるということについての答弁が漏れたのではないかという気がしますがけれども。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 申しわけございません。

現在のところ、10月から番号の付番が開始されまして、カードが1日から発行可能ということで、10月1日基準日の国勢調査ということでございますので、今のところの説明では、その番号を国勢調査にどう使っていくかという説明はまだございません。

それで、今、いわれております分野としましては、統計の分野につきましては、まだ国のほうでもパンフレットのほうには載せておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから13ページ。歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 4ページにお戻りください。

第2表地方債補正、追加1件、変更1件。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

7番。

○7番(田利正文君) 17ページの総務費、15項目の行政情報管理費についてかかわって、マイナンバー制度に係る私の見解を述べて反対討論をしたいと思います。

今回のマイナンバー制度は、番号制度の最も重要な基盤である個人番号の付番、そして通知、番号カードの公布が自治体の法定受託事務とされたことで、足寄町には多くの義務が課せられることになったというふうに思います。

住基ネットのときの自治事務とは違い、町長が仮に憲法違反だ、あるいは住基ネット最高裁判決の判決に違反すると考えたとして、今回のマイナンバー制度には参加しないとか、あるいは当町としては協力できないなどというわけにはいかないということも重々承知の上で、しかし、誰かが言わなければならないと考えての発言だということを、まず最初に申し上げておきたいというふうに思います。今回の125万件もの年金情報の流出、昨年ベネッセの2,000万件を超える情報の流出など、マイナンバー制度の危険性が明らかになったというふうに思います。

しかし、政府は、こうした危険性を顧みることなく、実施前から銀行預金へのひもづけ、健康保険証との兼用、キャッシュカードやクレジットカードなどと一体にすることなど、範囲拡大を急いでおり、慎重にという考えはいささかも見受けられません。原発のときと同じように、無責任な推進行動だといわなければならないというように私は思っております。

行政事務の効率化と国民の利便性の向上につながると強調していますが、民間と自治体の情報を結合したデータが流出するようなことが起きれば、年金データの流出とは比較に

ならない影響が考えられます。

アメリカでは、社会保障番号を利用したなりすまし被害が2006年から2008年で1,169万4,000人、被害額は年間500億ドル。住民登録番号制度がある韓国では、2008年度から4年間で約1億2,000万人分の情報が流出し、なりすまし被害が多発していると報道されています。

中小企業や自営業者には多大な負担になること、問題点がたくさんあることを指摘し、反対討論としたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 他に、反対討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号平成27年度足寄町一般会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 7番以外の方は起立であります。

反対者は7番だけということでございます。

したがいまして、議案第69号平成27年度足寄町一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

33ページをお開きください。

これから、議案第70号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

38ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 7番以外の方は起立です。

したがって、議案第70号平成27年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

41ページをお開きください。

これから、議案第71号平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

46ページから49ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 7番以外の方は起立でございます。

したがって、議案第71号平成27年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

51ページをお開きください。

これから、議案第72号平成27年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

56ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号平成27年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第72号平成27年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

59ページをお開きください。

これから、議案第73号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

64ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 7番以外の方は起立です。

したがって、議案第73号平成27年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

67ページをお開きください。

これから、議案第74号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

72ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

74ページ、資本的支出、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第74号平成27年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

ここで、昼食を挟みますので、1時再開というふういたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議会運営委員会報告延会

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、議案第7

5号を即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、広報広聴常任委員会・議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙、追加議事日程のとおり日程に追加し審議することにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 議案第75号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第75号除雪ドーザ（雪寒機械）購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第75号除雪ドーザ（雪寒機械）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年6月11日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した除雪ドーザ（雪寒機械）購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、除雪ドーザ（雪寒機械）購入でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は1,777万6,800円でございます。

契約の相手方は、帯広市西22条北1丁目2番地28号、北海道川重建機株式会社帯広支店、支店長大平好則氏でございます。

納入期日につきましては、平成28年2月29日でございます。

2ページに外観図をつけさせていただいておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号除雪ドーザ（雪寒機械）購入売買契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第75号除雪ドーザ（雪寒機械）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 1時06分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議員派遣

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長（吉田敏男君） 追加日程第4 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会及び広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

10番。

○10（星 孝道君） 今の件は、これでもろしいと思うのですが、先ほどの議事日程のところには、継続審査と期限の延期についてということで説明されておりますので、訂正が必要かと思えます。

○議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時11分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

大変失礼をいたしました。

日程第3 所管事務調査期限の延期について、この案件につきましては、削除をいたしたいと存じます。

そして、次の日程第4 閉会中の継続調査申し出の件を日程第3に繰り上げるということで御了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定をいたしました。

◎ 閉会宣言

○議長（吉田敏男君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第2回足寄町議会定例会を閉会
をいたします。

午後 1時19分 閉会